

令和8年9月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

議案第 98号	福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件	<議案書>	29～30頁
議案第100号	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件中、こども未来部所管分		2頁
報告第 23号	専決処分報告の件 ・専決第30号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	<議案書>	139頁

こども未来部

議案第100号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【議案書33頁～40項】

幼 保 支 援 課

1 条例(一部改正)の趣旨

こども性暴力防止法の施行による国の基準改正に伴い、こどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るために事業者が講じなければならない措置を規定するため、所要の改正を行うものである。

【改正する条例】

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例改正の主な内容

認可保育施設等のこどもに接する事業者に対し、こども性暴力防止法に規定される必要な取組を義務付ける。

<事業者に義務付けられる取組>

- ✓ 安全確保措置・・・被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制等の整備 等
- ✓ 犯罪事実確認・・・こどもと接する業務に従事する者の性犯罪歴の確認
- ✓ 防止措置・・・性暴力のおそれがあると判断される者についての配置替え 等

3 条例の施行日 令和8年12月25日

※こども性暴力防止法「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」は令和6年6月に成立、令和8年12月25日に施行される。